

青葉台調整池浚渫工事（施工ヤード築造外）

特 記 仕 様 書

（ 当初・~~変更~~ ）

## 第1条（適用）

この仕様書は、市原市が発注する青葉台調整池浚渫工事（施工ヤード築造外）に適用し、「千葉県土木工事共通仕様書」「千葉県土木工事書類作成マニュアル」並びに設計図書、関係法令に従い施工する。また、「市原市建設工事適正化指導要綱」にもとづき、工事の適正な施工体制を確保すること。

設計変更手続きについては、「建設工事請負契約書」並びに「土木工事請負契約に係る設計変更ガイドライン」に従うものとする。

「千葉県土木工事共通仕様書」「千葉県土木工事書類作成マニュアル」は、千葉県を市原市に置き換えて使用するものとする。

## 第2条（現場代理人・主任技術者）

受注者は、現場代理人及び主任技術者等の選定にあたっては、下水道工事（公共事業）に関し、経験と実績のある有能な技術者を優先的に選定するものとする。なお、入札前に契約検査課へ届出している当該工事に係わる技術者等に変更がある場合は、契約検査課との協議が必要となるので、市への通知前に監督職員と協議し了解を得た後に届けるものとする。

## 第3条（現場代理人の常駐を要しない期間）

### 1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

### 2 工事の全部の施工を一時中止している期間

工事の全部の施工を一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、工事の施工を一時中止している期間については、監督職員との打合せにおいて定める。

### 3 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

## 第4条（現場代理人の兼務を認める対象工事）

本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。）と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

## 第5条（施工計画の届出）

受注者は、工事着工日から30日以内で且つ工事着手前までに工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」と「使用材料届」を正副2部作成し、監督員に提出するものとする。その場合、施工計画書の内容は下記事項について記載するものとし、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は追記すること。

なお、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、「変更施工計画書」を監督職員に提出すること。

- |   |   |   |   |                                |
|---|---|---|---|--------------------------------|
| 1 | 工 | 事 | 概 | 要：工事件名・内容・工期・請負者の基本姿勢等         |
| 2 | 実 | 施 | 工 | 程表：現場内容に応じた方式（PERT 又はバーチャート方式） |
| 3 | 現 | 場 | 組 | 織：職務分担・特殊技能者・下請負業者等            |
| 4 | 主 | 要 | 機 | 械：主要な機械のメーカー・型式・能力等            |
| 5 | 主 | 要 | 資 | 材：主要な材料の形状・寸法及びメーカー・販売店等       |

- 6 施 工 方 法：主たる工種の具体的な施工方法・施工ステップ等（主要機械・仮設工・工事用地等を含む）
- 7 施 工 管 理 計 画：工程管理・出来形管理・品質管理（工事写真を含む）
- 8 安 全 管 理：安全管理体制・交通安全対策・安全訓練等の計画・気象条件に関すること・地震や台風時等の状況報告に関すること・その他
- 9 緊急時の体制及び対応：関係各機関との連絡体制（下請負及び夜間の連絡体制を含む）
- 10 交 通 管 理：規制方法及び迂回路図等
- 11 環 境 対 策：騒音・振動対策・地元対策等
- 12 現 場 作 業 環 境 整 備：現場事務所・トイレ等
- 13 再 生 資 源 利 用 促 進：現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源施設への搬入計画・再生資材の積極的利用及び再生資源利用（促進）計画書の添付
- 14 その他

#### 第6条（工事カルテ作成・登録）

受注者は工事請負代金額が500万円以上の工事について、受注時または変更時において、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

#### 第7条（建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認）

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに共済組合掛金の収納実績の確認を行う。

##### 1 掛金収納の確認方法

1件500万円以上の工事請負契約を締結した請負者は、建設業退職金共済組合の発注官公庁掛金収納書を添付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書を工事契約締結後1ヶ月以内に提出すること。

建設業退職金共済証紙購入状況報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期等を記載した建設業退職金共済証紙購入遅延報告書を提出すること。

また、請負契約額の増額変更があった場合は、建設業退職金共済証紙追加購入状況報告書を工事完成時まで提出すること。

なお、証紙購入状況を把握するため必要があると認められたときは、関係資料を提出すること。

##### 2 下請業者への現物交付等

受注者は、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、下請代金に応じた共済証紙の現物交付または掛金相当額の下請代金への算入を行なうとともに下請業者の共済組合への加入及び証紙の購入、貼付の促進を努めるよう下請業者を指導すること。

##### 3 証紙の購入額

受注者は、建設現場ごとの建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すること。

ただし、必要な共済証紙の把握が困難な場合は、建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の計算式に「共済証紙購入の考え方について」から、工事種別等により選択した値を記入し、購入額を算定すること。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注者と下請業者の証紙購入額を合算するものとする。

##### 4 証紙の購入

受注者は、500万円未満の工事についても証紙の購入に努めること。

## 第8条（施工管理）

本工事の施工管理については、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県土木工事施工管理基準」「千葉県建設発生日管理基準」によるものとする。なお、詳細は次のとおりとする。

### 1 出来形管理

本工事の出来形管理基準及び規格値は、「千葉県土木工事施工管理基準」によるものとする。写真管理については、「千葉県土木工事施工管理基準」の土木工事写真管理基準によるものとする。その他、撮影方法は「工事記録作成要領」を参考に、施工状況・出来形寸法・品質管理状況等が明確に確認できるよう撮影すること。

### 2 工期及び工程管理

本工事の工期は雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始等）等を含むものであり、全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。受注者は、毎月の工事進捗報告を工事履行報告書（第4号様式）に実施工程を記入して月末に報告すること。なお、工程に遅れが生じた場合は、以後の工程計画を監督職員に提出すること。

### 3 品質管理

本工事は「千葉県土木工事施工管理基準」に定める試験項目、試験方法及び規格値により管理するものとし、試験区分で「必須」となっている試験項目は必ず実施すること。

## 第9条（安全管理）

### 1 安全管理

交通安全対策については、警察及び道路管理者の許可条件を厳守すること。また、夜間における照明施設・休日・作業休止日における安全柵、歩行者の通路の確保等には万全な対策を講じるとともに、適時パトロールを実施すること。

### 2 安全訓練等

工事着手後、作業員全員の参加による安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付すること。なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示すること。

### 3 気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策の具体的な内容を施工計画書に明記すること。

- 1) 現場特性の事前把握
- 2) 中止・再開基準の設定
- 3) 迅速に退避するための対応
- 4) 日々の安全管理の徹底
- 5) 現場の点検方法、対応方法及び体制
- 6) その他

なお、中止基準については、以下を標準とし、更に現場特性に応じた基準を設定すること。

- ・当該工事等箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
- ・当該工事等箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合（雨水工事）
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に該当する場合

### 4 地震や台風時等の状況報告に関すること

市原市において、次の場合は速やかに現場点検を実施し、現場に問題等あった場合は書面にて市へ報告すること。

- 1) 震度4以上の地震が発生した場合
- 2) 台風の予想進路内に入った場合
- 3) 強風注意報が発令された場合
- 4) 大雨注意報が発令された場合

## 第10条（環境対策）

- 1 施工機械については、近隣住民の生活環境への影響を配慮して、低騒音、低振動建設機械に認定されたものを使用する。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

- 2 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック・ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

#### 第 11 条（使用材料）

使用材料の不良品を排除するため下記の事項を遵守するものとする。また、監督職員の検収後であっても、使用時になって損傷または変質したときは、新品と取り替えなければならない。

- 1 材料は、該当使用材別に J I S 製品及び J I S 製品同等品とし、経験と実績のある品質管理体制の確立した優良工場製品を使用するものとする。なお、メーカーの選定については、あらかじめ監督職員の承認を得るものとする。
- 2 現場搬入材料は現場代理人が責任を持って検収する。ただし、監督職員が確認を求めた場合は、材料検収を受けるものとする。

#### 第 12 条（工事内容等を示す標識の設置について）

受注者は工事現場に広報板、迂回指導板等、別に定めのあるもの他（道路工事現場における表示施設等の設置基準）、工事件名、工事場所、担当部課名、受注者の住所及び氏名・連絡先等を記載した表示板を一般通行人の見やすい場所に設置する。

#### 第 13 条（地元説明資料の作成並びに配布）

受注者は、地元説明資料の作成について監督職員と協力し、資料を作成するものとする。また、工事着手前及び工事中、必要に応じ工事内容を現場周辺住民や地権者に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

#### 第 14 条（地元関係者との接触）

工事施工に伴って地元関係者と接触するときは誠意をもって対応し、相手方に誤認、不信、疑惑を与えないよう注意するものとし、工事従事者にも本工事の意図を正しく理解させ、地元関係者と紛争を生じないようにしなければならない。また、相手方からの意見、約束事等は必ず市に報告し、協議して適切に措置しなければならない。

#### 第 15 条（工事の責任範囲）

完成後所要の安定が得られるまでの間、適宜パトロールをし、工事施工に伴う被害が生じた場合については、現地確認及び調査の上書面を持って報告し、必要な補修を行わなければならない。

#### 第 16 条（工事着手前測量）

工事着手前に、平面・境界杭等について確認のための測量を実施し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

#### 第 17 条（工事基準点）

- 1 中心役杭及び工事用水準点等工事に重要な基準点は、十分堅固に引照杭を設置し、紛失・破損しないよう十分注意し、最終工事施工の支障にならないようにしなければならない。
- 2 工事完成後は、測点を復元しておかなければならない。

#### 第 18 条（境界関係）

工事着手前に工事区間及び工事影響範囲の官民境界の有無や位置等を確認し、その結果を報告・提出すること。

工事中は境界杭・境界鉋等の境界を示すものを工事で損傷しないよう十分注意することとし、境界杭等を破損した場合は、受注者が責任をもって復元すること。なお、工事により撤去・復旧の必要なものについては、監督職員に報告し、復元すること。

#### 第 19 条（再生資材の利用及び建設副産物処理）

##### 1 共通事項

- （1）建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準（千葉県）に従うこと。
- （2）本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設

副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を入力システムにより作成し、出力した様式を各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

- (3) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。
- (4) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (5) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、2部提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (6) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票を監督職員に提示し確認を受けるとともに、E票の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

## 2 建設発生土

建設発生土（浚渫土）（643 m<sup>3</sup>）は、市原市佐是 地先、片道運搬距離 12.4 km の南総終末処理場（市原市上下水道部所管用地）に運搬すること。また、周囲に土砂が飛散しないよう、適切に転圧等対策を講じること。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告すること。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第20条（施工ヤード築造工）

受注者は、施工ヤードの築造に当たり、沈下その他の変状が生じないように、転圧方法、転圧期間その他必要な事項について十分に検討し、適切な施工を行うものとする。また、調整池内においては、排水機能を確保するため、みず道を確保しなければならない。

施工に伴い沈下その他の地形変位が生じた場合は、受注者は速やかに監督職員へ報告するとともに、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

### 第21条（浚渫工）

受注者は、浚渫工の施工に当たり、浚渫に伴う仮設運搬路及び敷鉄板の設置について、施工手順、安全性及び周辺環境への影響を十分に検討し、その内容を施工計画書に記載しなければならない。また、仮設工の施工については、受注者の責任において実施し、工事を安全に行えるように仮設工設置中は常に点検し、異常のある時は、速やかに対策を講じなければならない。

### 第22条（土砂運搬）

受注者は、「千葉県建設発生土管理基準」に基づき、土砂の適正な管理（地質分析等）を行わなければならない。また、運搬搬出する土砂について管理台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。

浚渫土量の管理については、運搬車両の積載土量を把握するため、一定台数ごとに台貫による計量を実施し、その計量結果を基に運搬車両台数等により管理するものとする。

なお、上記の方法により難しい場合は、事前に監督職員と協議すること。

### 第23条（土砂置場）

受注者は、浚渫土を仮置場（現場施工ヤード）において改質した後、土砂置場（南総終末処理場）へ搬入するものとする。

土砂置場は施設管理者及び利用者の往来があることから、受注者は土砂運搬に際し、苦情の発生を防止するため、飛散防止、泥落としその他必要な安全対策を講じるなど、細心の注意を払わなければならない。

土砂置場に搬入した土砂は、改質種別（浚渫土、仮設運搬路材等）が判別できるよう区分して管理するものとする。また、飛散及び臭気の発生を防止するため、土砂にはブルーシート等による養生を行わなければならない。

このほか、土砂の保管及び管理に必要な措置については、受注者の責任において実施するものとする。

#### 第24条（電子納品について）

1. 本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。
2. 電子納品のレベルは 1 とし、電子納品の対象書類は次のとおりとする。
  - ①. 発注図書、工事数量総括表、特記仕様書
  - ②. 測量結果一覧表
  - ③. 完成図面
  - ④. 工事写真（参考図含む）
3. 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。
4. 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。

#### 第25条（ワンデーレスポンスについて）

当工事は、千葉県土木工事共通仕様書を適用しワンデーレスポンスを実施する。

ただし、同仕様書の「その日のうち（24時間以内）」は「受付した翌開庁日の17時まで」に読み替えて適用する。

#### 第26条（竣工図の提出）

受注者は、工事完成検査終了時、速やかに竣工図を提出すること。

竣工図は、現地を実測・製図し、電子化（P21 及び PDF）し提出すること。

#### 第27条（1日未満で完了する作業の積算）

- （1）「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、積算基準（千葉県）によるものとする。
- （2）1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- （3）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- （4）同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- （5）受注者は（3）の協議を行うに当っては当該作業完了後速やかに、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- （6）災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- （7）施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。

※ 現場条件等とは、工事箇所が1kmを超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により日を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。

## 第28条（建設工事保険等）

受注者は工事目的物及び工事材料等を建設工事保険等（これに準ずるものを含む）に付さなければならない。加入期間は原則として工事着手から工事完成期日後の14日の期限とする。保険契約を締結したときは、直ちにその証券またはこれに代わるものの写しを監督職員に提出すること。

## 第29条（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第30条（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の施工にあたっては、「市原市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（市原市ホームページに記載）に基づき行うこと。

## 第31条（市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン）

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術（ICT）の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督職員と協議すること。

## 第32条（工事期間）

当工事の工事期間は140日間とする。

工事期間のうち、準備期間として40日間、作業期間として40日間、休日（不稼働日）期間として40日間、後片付け期間として20日間を想定している。

※休日（不稼働日）は雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇）等をいう。

※当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり工事期間変更時に記載の変更は行わないものとする。（契約後の工事期間は契約書による）

## 第33条（週休2日制適用工事）

- 1 本工事は、市原市建設工事週休2日制工事実施要領に基づく「現場閉所による週休2日工事（月単位の週休2日）」であり、これに相当する経費補正を行い、予定価格を設定している。
- 2 受注者が工事着手前に完全週休2日を希望した上で、要領に基づく「現場閉所による週休2日工事（完全週休2日）」を実施し、完全週休2日の水準に達成した場合は、これに相当する経費補正に変更することとする。
- 3 対象期間について、年末年始休暇として6日間を除くものとするが、受注者は工期内の適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）の確保に努めること。

## 第34条（デジタル工事写真の小黑板情報電子化について）

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。



### 第35条（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
  - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
  - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
  - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

### 第36条（施工条件の明示）

| 明 示 項 目       | 明 示 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工 程 関 係       | ・第32条による                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 公 害 対 策 関 係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工機械は、排出ガス対策型とする。</li> <li>・騒音規制法・振動規制法・市原市生活環境保全条例を遵守すること。工事時、ほこり（スモークング）によって周辺に迷惑をかけることのないよう施工を実施すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 安 全 対 策 関 係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重機による資材の吊り下げ等については、有資格者を配置するとともに転倒等のないよう検討し、十分注意すること。</li> <li>・本工事区間の交通誘導及び施工に関しては、十分な安全確保に留意すること。土砂運搬時は、工事出入口に交通誘導員Bを1名以上（交代要員無し）配置すること。交通管理者等との協議条件などに基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>・工事に関わる看板類等は、認識しやすい（文字の大きさ等）よう掲示すること。</li> <li>・工事範囲への侵入防止のため、工事時間後は調整池の（進入路）出入口にバリケード等の物理的な立入防止措置を講じること。また、工事完了後は、置き基礎ガードレールを復旧すること。</li> </ul> |
| 建 設 副 産 物 関 係 | ・第19条による。また、その他現場にて発生した建設副産物については、監督職員と協議のうえ適正に処理すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 工 事 支 障 物 関 係 | ・現場着手前に、支障物の有無を確認してから着手すること。支障物があった場合は、速やかに監督職員に報告し、関係者と協議を行い、十分注意して施工すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| そ の 他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工ヤード築造、浚渫等の施工手順については、施工計画書に記載し、監督職員と協議すること。</li> <li>・現況地盤及び盛土、浚渫土（運搬）には吸水性泥土改質材を使用すること。施工前に配合試験を実施し、所定の値を確認し、監督職員に報告書を提出すること。なお、配合試験に伴う添加量の変更等については、監督職員と協議によるものとする。<br/>コーン指数 <math>q_c=400\text{kN/m}^2</math></li> <li>・その他問題が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。</li> </ul>                                                                                  |

本工事の作業時間は、下表に示すとおりとする。

| 工事名または種別             | 時間帯                        | 期 間 |
|----------------------|----------------------------|-----|
| 青葉台調整池浚渫工事（施工ヤード築造外） | 9 時～17 時<br>その他、警察の許可条件による | 全区間 |